

建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱
建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行
期日は、平成二十八年六月一日とすること。

政令第 号

建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年六月一日とする。

理 由

建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。

建設業法施行令の一部を改正する政令案参考条文

○建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年六月四日法律第五十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一条（建設業法別表第一の改正規定に限る。）、第四条（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二十一条第一項の改正規定に限る。）及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

建設業法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は今回平成二十八年六月一日に施行することとする部分)

第一 建設業法の一部改正

一 許可に係る業種区分の見直し

許可に係る業種区分に、解体工事業を追加するものとすること。
（第三条第二項の別表第一関係）

二 暴力団排除条項の整備

許可に係る欠格要件及び取消事由に暴力団員であること等を追加するとともに、欠格要件等の対象となる役員の範囲を拡大すること。
（第五条から第八条まで及び第二十九条関係）

三 許可申請書等の閲覧制度の改正

許可申請書等の閲覧対象から個人情報が含まれる書類を除外し、そのために必要となる許可申請書の記載事項の所要の改正を行うものとすること。
（第五条及び第十三条関係）

四 建設業者及び建設業者団体等による建設工事の担い手の育成及び確保に関する責務の追加

1 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保に努めるものとともに、国土交通大臣は、当該建設工事の担い手の育成及び確保に資するため、必要に応じ、講習の実施のほか、調査の実施等の措置を講ずるものとすること。

2 建設業者団体の行う事業として、講習及び広報を明示するものとすること。

3 建設業者団体は、その事業を行うに当たっては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならないものとすること。

4 国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとすること。（第二十五条の二十七、第二十七条の三十七及び第二十七条の三十九関係）

五 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

一 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項の追加

その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること

を追加するものとすること。

(第三条関係)

二 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合における通知

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が暴力団員等であると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事等にその事実を通知しなければならないものとすること。

(第十一条関係)

三 適正な金額での契約の締結等のための措置

1 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないものとすること。

2 各省各庁の長等は、その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、内訳を記載した書類の内容の確認その他の必要な措置を講ずるものとすること。

(第十二条及び第十三条関係)

四 施工体制台帳の作成及び提出

公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制

台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならないものとすること。

（第十五条関係）

五 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 淨化槽法の一部改正

淨化槽工事業の登録の拒否事由及び取消事由に暴力団員であること等を追加するとともに、拒否事由等の対象となる役員の範囲を拡大すること。（第二十二条、第二十四条及び第三十二条関係）

第四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正

解体工事業の登録の拒否事由及び取消事由に暴力団員であること等を追加するとともに、拒否事由等の対象となる役員の範囲を拡大するものとすること。

（第二十二条、第二十四条、第二十五条及び第三十五条関係）

第五 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
（附則第一条関係）

二 この法律による改正後の規定の施行の状況についての検討規定を設けるほか、この法律の施行に伴う

所要の経過措置等について規定するものとすること。

(附則第二条から附則第八条まで関係)